	四　エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ	五　アメリカ合衆国（フロリダ州に限る。）、西インド諸島、フランス領ギアナ
二　輸出国の政府機関が指定する処理施設において、*Anastrepha ludens*（メキシコミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	1　輸出国の政府機関により発行されかつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し、又は検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　輸出国の政府機関が指定する処理施設において、*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）に侵されていないことが特記されていること。	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すもも、なし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、あかめかき属植物、にんめん属植物、ばんじろう属植物、ふともも属植物及びユーゲニア属植物の生果実
	一　*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二　輸出国の政府機関が指定する処理施設において、*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	1　輸出国の政府機関により発行されかつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し、又は検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　その1の検査証明書又は輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）に侵されていないことが特記されていること。

	六　アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド	七　インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ジョージア、スイス、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ウェーデン、スペイン、ポルトガル、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、ウクライナ、モルドバ、ハンガリー、ベルギー、ルクセンブルク、フランス、モナコ、アンドラ、イギリス、アイルランド、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス、ギリシャ、キプロス、クロアチア、スロベニア、セルビア、チェコ、ドイツ、ハンガリー